



林野庁長官
おき しゅうじ
沖 修司

平成30年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、7月の九州北部豪雨や10月の台風などにより、多くの山地災害、流木被害が発生しました。被災された全ての方々にお見舞い申し上げるとともに、林野庁として、山地災害を事前に防止・軽減するための予防治山を強化し、国民の安全・安心の一層の確保に努めていく決意を新たにす次第です。

さて、昨年末の税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決定され、森林・林業界の長年の悲願を実現させることができました。関係者の皆様方に多大なるご支援、ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。森林環境税（仮称）が平成36年度から課税されるのに先立って、森林環境譲与税（仮称）は平成31年度から譲与されます。国民共有の財産である森林の公益的機能が十全に発揮され、ご負担いただく国民の方々から理解が得られる形で税が活用されるよう、市町村、都道府県ほか森林・林業関係者が一丸となった取組を本年から始めていくことが大切です。

林業の成長産業化の実現に向けては、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、この豊富な森林資源を経済ベースで最大限に活用していくことが喫緊の課題となっています。そのために、経済ベースで活用できる森林については、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、経済ベースで活用できない森林については市町村が公的管理を担うための仕組みである「新たな森林管理システム」を整備することが重要となります。林野庁としては、このシステムを構築するための法案を本年の通常国会に提出する予定です。また

平成30年度予算では「林業成長産業化総合対策（235億円）」を新設し、意欲と能力のある林業経営体に対して路網整備、機械導入を重点的に支援していくこととしています。林業の収益性向上に向けて、川上における生産コストの削減に加えて、川上と川下の連携強化を図る流通の効率化が重要な課題であり、林野庁としても関係者の先進的な取組を強く後押ししていきます。

これまでの取組により、平成28年の木材自給率は平成23年から6年連続して上昇して34・8%となり、30年ぶりに昭和61年以来の高水準まで回復しました。この流れが一層力強いものとなるよう、国内林産物の安定供給と木材需要の拡大に従来に増して取り組んでいきます。新たな木材需要の創出に向けては、木造率が低位にとどまる非住宅建築、中高層建築の木造化を進めることも必要であり、CLT等の需要拡大、コスト低減に向けて引き続き支援を行っていきます。また、29年度補正予算、30年度当初予算により、格付実績の低いJAS構造材に対して調達費を支援し、木材の需要拡大を図ることとしています。さらに、公共建築物の木造化・木質化を引き続き推進し、また木質バイオマスの熱利用を地域内で循環利用する「地域内エコシステム」の構築に取り組むほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会も活用して我が国の培ってきた「木の文化」をアピールすることで家具・建具等国産木材製品の海外への輸出拡大にも取り組めます。

これらの川上、川下での取組の推進に当たって効果的なICT、AIなどの最新技術に注目すべきです。施業の集約化や森林資源の把握のために、航空レーザーでの森林の詳細把握や森林GISのシステム整備を進めるほか、伐採現場の情報製材所に直送するなど川上・川下での需給情報と同時に共有などスマート林業を推進していきます。また、セルロースナノファイバーの不織布や塗料での商品化や改質リグニンの実用化に向けた研究開発も強力に推進します。さらに、林業労働の安全確保のためにも高性能林業機械の利用拡大を図り、林業従事者の死亡事故の減少、労働条件の改善など、林業分野の働き方改革も進めていきます。

国有林野においては、引き続きその組織・技術力を生かしつつ国有林野を「国民の森林」として、民有林とも一体的に施策を推進するとともに、公益重視の管理経営を一層

推進していきます。また新たな森林管理システムが効率的に機能するためには、国有林として、林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及や、意欲と能力のある林業経営体による国有林野事業の受注機会の増大への配慮などに積極的に取り組みます。

最近の被害拡大が懸念される自然災害への対応については、昨年の九州北部豪雨災害を契機として「流木災害等に対する治山対策検討チーム」が行った中間取りまとめを踏まえ、流木捕捉式治山ダムの整備やその機能回復に必要な管理道の整備、災害に強い森林づくりのための間伐等を集中的に実施していきます。併せて、東日本大震災からの復興に向けた海岸防災林の整備などを着実に進めます。

本年は、明治元年から起算して満150年に当たります。明治期には近代国家としての法制度が整備されましたが、その途上で、社会資本の整備や、産業振興に伴う木材需要の増加により、むやみな森林伐採が各地で行われ、森林の荒廃の結果発生した山地災害や水害を防ぐため、保安林制度等を定めた森林法が明治30年4月に公布されました。その後の百年超の間に、戦後復興時の造林、高度成長期の住宅需要増に対応した外国産材の輸入増など森林をめぐる社会情勢の変化等を経て、平成13年に森林の多面的機能を重視した森林・林業基本法が公布・施行されるなど法制度も変遷してきました。温暖化防止対策として間伐が重要視されてきた一方で、過去に例を見ない程に森林資源が充実した今日、主伐後の再造林を通じた森林資源の循環の確立という新たな課題に直面しています。

森林環境税（仮称）の創設、本年前半に予定している新たな森林管理システムの法案審議など、明治150年の節目の年に、森林・林業界は新たな制度的枠組みの下で、大きな改革に挑むこととなります。前の世代から受け継いできた伝統的手法を維持しつつ、新たな時代の課題に応えた改革を着実かつ果敢に実行することにより、貴重な森林資源を後世に伝える我々の使命を果たしていきたいと思えます。

全国の森林・林業の発展と、関係者の皆様のますますのご健勝とご発展を祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。